

日南市東九州自動車道  
ストック効果最大化プロジェクト  
アドバイザー業務委託

仕様書

宮崎県 日南市

日南市東九州自動車道ストック効果最大化プロジェクトアドバイザー業務委託  
仕様書

1 業務名

日南市東九州自動車道ストック効果最大化プロジェクトアドバイザー業務委託

2 目的

日南市（以下「本市」という。）は、東九州自動車道（仮称）I C開通を控えており、地域発展の大きな転換期にある。

この好機を最大限に活かし、ストック効果を本市の持続的な発展に繋げるためには、多岐にわたる専門知識と客観的な視点に基づいた戦略策定、組織運営、具体的な事業推進が不可欠である。

しかしながら、既存の行政組織内だけでは、複雑かつ高度な課題に対応するための専門性、外部ネットワーク、そして中立的な立場からの調整能力が不足する可能性がある。

そのため、外部の専門家であるアドバイザーを招聘し、本市が設置した「日南市東九州自動車道ストック効果最大化プロジェクト推進本部」の活動を多角的に支援することで、より実効性の高い政策推進を実現することを目指す。

3 契約期間

令和8年7月1日から9年3月31日まで

※ただし、良好な管理運営が実施され、次年度以降も受託者による事業継続が妥当であると認められた場合は、会計年度ごと（単年度契約）に契約を更新できるものとする。

4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

なお、本事業に必要と思われる事項を明記しており、プロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画提案により調整する場合がある。

(1) 全体戦略の策定支援

- ① 東九州自動車道の開通効果に関する詳細な分析（現状分析、SWOT分析等）と、日南市におけるストック効果最大化に向けた中長期ビジョンの具体化に関する助言
- ② 数値目標（KPI）設定を含む、分野横断的な全体戦略（観光、産業、人材、地域振興など）の策定支援
- ③ 国内外の先進事例調査・分析に基づく、日南市に最適な戦略立案への助言

(2) 推進組織の運営支援

- ① 「日南市東九州自動車道ストック効果最大化推進組織」の最適な組織体制、役割分担、運営ルールに関する提案と助言
- ② 最高意思決定機関（推進委員会）や実務執行機関（推進事務局）、各専門部会等の会議体における効果的な運営方法やファシリテーションに関する助言
- ③ 組織内の情報共有、進捗管理体制の構築支援

### (3) 具体的な施策の企画・実行支援

#### ① 観光振興

新規観光コンテンツの開発、DMO 連携、広域観光ルート設定、プロモーション戦略、二次交通網整備に関する具体的な助言

#### ② 産業振興・企業誘致

物流効率化、既存地場産業（農林水産、加工業など）の高付加価値化、新規産業・企業の誘致ターゲット選定と誘致戦略、産業クラスター形成に関する助言

#### ③ 人材育成・定住促進

観光・サービス業従事者の育成、UIJ ターン促進策、地域を担う若者人材育成に関する助言

#### ④ 広報・ブランディング

日南市のシティブランド確立、効果的な情報発信戦略（国内外向け）、メディア連携に関する助言

#### ⑤ 財源確保

国・県補助金制度の活用、民間投資誘致、ふるさと納税など、多様な財源確保に関する助言

### (4) 効果測定と評価・改善支援

#### ① 策定した戦略や各施策の効果測定指標（KPI）に関する助言

#### ② 進捗状況のモニタリング、定期的な効果分析、評価フィードバックの仕組構築支援

#### ③ PDCA サイクルに基づいた戦略・施策の継続的な改善に関する助言

### (5) 外部連携・広報活動支援

#### ① 国、県、周辺自治体、民間企業、学術機関等、多様な外部機関との連携強化に向けた具体的な提案と調整支援

#### ② メディア関係者や潜在的投資家、観光客などに対する日南市の魅力発信イベントや説明会などへの参加・協力

## 5 委託料

(1) 委託料については、実施要領「2 業務の概要」の「(4) 見積金額」のとおりとする。

(2) 委託料の支払いについては、毎月実績報告書を提出し、市の確認を受けた上で請求するものとし、市は、適正な請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

なお、支払いの時期等については、受託者と協議の上決定する。

## 6 秘密の保持

受託者は、本業務の履行中に際し知り得た秘密を他の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。本業務委託期間終了後も同様とする。

## 7 一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められる場合は、市と協議の上、その一部を委託することができる。

## 8 報告及び検査

市は、必要があるときは受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め、検査することができるものとする。受託者は、市から求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

## 9 その他

- (1) 受託者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 各種法令等を遵守すること。
- (3) 地方自治法、同法施行令、日南市契約事務取扱規程等の関係規程に従うこと。
- (4) 本仕様に定めのない業務等についても、可能な範囲で、誠実に協議に応じ対応すること。
- (5) 本業務終了時においては、業務を効率的かつ円滑に運営できるよう、次期受託者との引継ぎを遅滞なく行うこと。
- (6) 本業務終了後、受託者の責に帰すべき事由による不備等が発覚した場合、受託者は速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、別途協議する。